

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日までの重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 会計処理基準に関する事項

(イ) 棚卸資産

個別法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

(イ) 建物付属設備

定率法によっています。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備は定額法によっています。

(ロ) 什器備品

定率法によっています。

無形固定資産（リース資産を除く）

(イ) ソフトウェア

市場販売目的

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、額の大きい均等配分額を計上しております。

自社利用目的

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

リース資産

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっています。

3. 重要な引当金の計上基準

(イ) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当会計年度の負担額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。